

# 営農情報

平成 28 年 5 月 17 日

## 春の農作業安全月間

4月15日～6月15日

<平成28年度岩手県農作業安全スローガン>

**気をつけて!**  
**互いに声かけ 農作業安全**

～もしもの場合に備えて農業労災保険加入のおすすめ～

労災保険は、労働者の業務災害（負傷、疾病、死亡など）に対して保険給付を行う公的制度です。治療費の負担や休業補償など充実した制度で、万一のときに備えて加入をご検討下さい。

概算保険料（5月加入、基礎月額5,000円の例）

加入区分	合計（保険料+事務費）
特定農作業	17,027円
指定農業機械作業	6,098円

※加入期間は平成28年5月1日～平成29年3月末日まで



2016年 春の農作業安全月間

JAグループ



### 農薬の使用方法を守る理由

農作物に付着した農薬を摂取しても人の健康に影響がない量として、農作物毎に農薬の残留基準が定められます。これを超えないためには、試験で確かめられた一定の農薬の使用方法（時期、濃度、回数など）を守ることが前提です。この使用法は農薬のラベルに記載されています。

実際には、残留基準値はかなりの余裕をもって設定しており、また、人が実際に農作物を食べる時は、洗ったり皮をむいたりするので、試験で分析された量（洗ったり皮をむかない状態で分析）に比べて格段に少ない量しか摂取することはありません。しかしながら、これだけの安全性を加味しつつ、農薬のラベルに記載された使用法の範囲内で農薬を使用することによって、安全が確保できると言えます。

また、農作物への農薬残留のみならず飲料水への農薬残留や水産動植物への農薬被害を防止することも大変重要です。このため、たとえば止水期間が設定されている農薬についてはその期間を遵守するなど、農薬の使用方法を守ることは、農薬使用者の責務であるといえます。

これらのことを担保するため、農薬使用基準が農薬取締法に基づき農林水産大臣と環境大臣により制定されており、法律上農薬使用者にはこの基準の遵守が義務付けられています。

